委 託 契 約 書 (総価契約) (案)

委託業務名	森林経営管理境界明確化その他業務(5-1)
履行場所	安佐南区沼田町大字阿戸
委託期間	令和5年 月 日から令和6年2月29日まで
委託契約金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 円)
支払方法	請求期限 受注者は発注者の検査完了後、業務が完了した日の翌日から起算して 3 0 日以内に支払請求書を提出するものとする。
支払期日 (期限)	契約代金の支払期日(期限)は、業務が完了した日から起算して60日目に当たる日とする。ただし、発注者の検査完了後、請求があった日から起算して30日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日とする。
検査完了期日 (期限)	公益財団法人広島市農林水産振興センター委託契約約款のとおり
契約保証金	要 ただし、公益財団法人広島市農林水産振興センター契約規則第30条第1号に該 当する場合は免除
その他の 契約事項	公益財団法人広島市農林水産振興センター委託契約約款のとおり
特約条項	なし
適用除外事項	なし
管轄裁判所	広島地方裁判所

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の 公益財団法人広島市農林水産振興センター委託契約約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従 って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

発注者 広島市安佐北区深川八丁目30番12号 公益財団法人広島市農林水産振興センター 理事長 山地 正宏

受注者